

高齢者下宿等の事業を行っている皆様へ

現在既に、いわゆる高齢者下宿、高齢者共同住宅、シルバーマンション等を行っており、その運営形態が老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとしての届出義務があります。

つきましては、届出の手続に関して、すみやかに介護保険課施設指導係(011-211-2972) △ご相談願います。

また、有料老人ホームに該当する場合は、上記届出の有無にかかわらず消防法や建築基準法などにおいても有料老人ホームとして取り扱われることとなるため、各種届出や安全面での配慮等が新たに必要となる場合があります。

*老人ホームに該当する施設とは？

- 運営形態：老人を入居させていること
(六十歳以上の方が対象です)
- サービス要件：次のいずれかのうち少なくとも一つのサービスを行っていること
 - ① 入浴、排せつ又は食事の介護
 - ② 食事の提供
 - ③ 洗濯、掃除等の家事
 - ④ 健康管理
- 人数要件：なし

(参考)

老人福祉法（昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号）

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与される介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

※老人福祉法施行規則（昭和三十八年七月十一日厚生省令第二十八号）

（法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第二十条の三 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。